

島根県公共事業再評価 評価結果（案）

作成日 平成25年5月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果		環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
				(事業概要) (事業取り巻く社会情勢) (事業における地元情勢・計画の変更)	(費用効率) (コスト縮減・代替案等) (その他の効用)		
4	国道32号 社会資本整備総合交付金（交通安全）事業 （事業位置）仁多郡奥出雲町龟崎 地内	（事業概要・着手・完了予定期限） 経過年数 事業採択年度：H16年度 用地着手年度：H16年度 工事着手年度：H16年度 再評価額年度： 完了予定期度：H27年度 経過年数：10年 （事業費） 1,245,000千円	（事業導入の経緯・目的） 当工区は広域幹線道路である一般国道32号亀崎地域内にある延長2.13kmの区間であり、現道は車道幅員が狭く、歩道が確保されていないため朝夕の通勤・通学時には自動車と歩行者・自転車が混在し、著しく危険な状況である。 よって、歩行者等の安全確保のため本事業により車道幅員を確保するとともに歩道を設置し、安全で快適な歩行空間の形成を図るものである。	（費用効率） B/C = 1.20 (aaaa) 社会的効果50点 (bbb) 総合評価 (aaaabb)	（費用効率） 「事業を行う価値がある」 (コスト縮減・代替案等) ①事業規模の妥当性 道路構造令により、地域区分と計画交通量から、道路規格3種級、設計速度40km/h、道路幅員は2車線の車道(3.00m×2)と歩道2.5mの全幅9.75mとした。 ②事業方法の妥当性 地域住民の現道利用状況を確認して、最適なルート計画を検討してい。	（生活環境・自然環境への影響） 地形の改変を最小限とすることにより、自然環境への影響を低減する計画を採用している。 また、掘削法面等には緑化を図り、自然環境に配慮した工法を採用している。	（方針案） 継続（中止） (継続の理由) これまで、計画延長2.13kmのうち1.25kmを供用済みであり、引き続き全線開通を目指し進めている。 現在も事業の必要性は変わらず、これまで供用開始した区間の効果発現、その他の社会的効果のためにも、全線改良を図る必要がある。

